

府子本第 329 号
4 文科初第 2552 号
子発 0329 第 4 号
令和 5 年 3 月 29 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「利用者支援事業の実施について」の一部改正について

平成 27 年 5 月 21 日府子本第 83 号、27 文科初第 270 号、雇児発 0521 第 1 号「利用者支援事業の実施について」を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別添)

利用者支援事業実施要綱新旧対照表

新	旧
府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日	府子本第83号 27文科初第270号 雇児発0521第1号 平成27年5月21日
一次改正 府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日	一次改正 府子本第431号 28文科初第482号 雇児発0627第1号 平成28年6月27日
二次改正 府子本第222号 28文科初第1837号 雇児発0403第19号 平成29年4月3日	二次改正 府子本第222号 28文科初第1837号 雇児発0403第19号 平成29年4月3日
三次改正 府子本第694号 29文科初第1737号 子発0627第3号 平成30年6月27日	三次改正 府子本第694号 29文科初第1737号 子発0627第3号 平成30年6月27日
四次改正 府子本第250号 30文科初第1757号 子発0329第6号 平成31年3月29日	四次改正 府子本第250号 30文科初第1757号 子発0329第6号 平成31年3月29日
五次改正 府子本第240号 元文科初第1699号 子発0327第8号 令和2年3月27日	五次改正 府子本第240号 元文科初第1699号 子発0327第8号 令和2年3月27日

六次改正 府子本第334号
2文科初第1906号
子発0326第8号
令和3年3月26日

七次改正 府子本第427号
3文科初第2563号
子発0330第2号
令和4年3月30日

八次改正 府子本第329号
4文科初第2552号
子発0329第4号
令和5年3月29日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

利用者支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願い

六次改正 府子本第334号
2文科初第1906号
子発0326第8号
令和3年3月26日

七次改正 府子本第427号
3文科初第2563号
子発0330第2号
令和4年3月30日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

利用者支援事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「利用者支援事業実施要綱」を定め、平成27年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願い

いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

別紙

利用者支援事業実施要綱

1 ～ 3 （略）

4 実施方法

以下の（1）から（3）までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

（1）基本型 （略）

（2）特定型

① （略）

② 実施要件

以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から令和4年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たし、かつ、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていること。

（ア）平成27年から令和4年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であること。

（イ） （略）

イ （略）

③～⑤ （略）

いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の適用に伴い、「利用者支援事業の実施について」（平成26年5月29日付け雇児発0529第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止する。

別紙

利用者支援事業実施要綱

1 ～ 3 （略）

4 実施方法

以下の（1）から（3）までの類型の一部又は全部を実施するものとする。

（1）基本型 （略）

（2）特定型

① （略）

② 実施要件

以下のいずれかの要件を満たす市町村が実施する施設であること。

ただし、1市町村当たりのか所数は、平成25年から令和3年の各年10月1日時点の0～5歳児人口を10,000で除して得られた数（小数点以下切上げ）のうち、最も多いものを上限とする。

ア 次の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たし、かつ、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていること。

（ア）平成27年から令和3年の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であること。

（イ） （略）

イ （略）

③～⑤ （略）

(3) 母子保健型 (略)

5 ~ 7 (略)

【別添】

(略)

(3) 母子保健型 (略)

5 ~ 7 (略)

【別添】

(略)